

公共調達における男女共同参画の推進について

I. 趣旨

男女共同参画やワーク・ライフ・バランスに取り組む企業を国として積極的に評価・支援し、企業における自主的な取組を促進する。

※ 地方公共団体においては、27 都道府県、3 政令指定都市、14 市町村で公契約におけるポジティブ・アクションを実施。(平成 19 年時点)

II. 内閣府での取組

○ 男女共同参画やワーク・ライフ・バランスに関連する調査の委託先の選定に当たり、一般競争入札総合評価落札方式により入札を行う際に、当該調査の品質確保の観点から、男女共同参画等に積極的に取り組む企業を評価する予定。

○ 具体的には、平成 22 年度の調査業務において、例えば以下のような項目を加点事由として評価項目に盛り込むことを検討中。

- ・ 女性雇用率
- ・ 男女共同参画の推進に関する方針の明文化・従業員への周知の有無
- ・ 男女共同参画を促進するためのポジティブ・アクションの実施の有無
- ・ くるみんマークの取得や一般事業主行動計画の策定の有無
- ・ ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組の有無

(注) 具体的な評価項目は事業毎に異なるものであり、今後の検討において変更がありうる。

III. 更なる取組の検討

上記 II の取組の効果・影響を十分に検証した上で、調査以外の広報等の一般競争入札案件への適用の可能性について内閣府において検討する。

IV. 協力の要請

上記 II の取組について、各府省においても男女共同参画やワーク・ライフ・バランスに関連する事業の実施に当たり、男女共同参画やワーク・ライフ・バランスの推進に取り組む企業を積極的に評価する仕組みの検討をお願いしたい。